

■新旧対照表/ABC Cooking Studio Member's Card会員規約

(赤字下線部が変更箇所)

変更前	変更後
<p>■カード条項 (省略) 第5条 (カードの再発行) カードは原則として再発行しません。ただし、紛失・盗難・毀損・滅失等のときは、会員が所定の届出をし甲が適当と認めた場合に限り再発行します。この場合、会員は手数料として1枚につき500円(税別)を負担します。</p> <p>(省略)</p> <p>■クレジット条項 (省略)</p> <p>第10条 (費用負担) 会員は次の費用を負担します。ただし、税の変更があった場合はそれに応じて負担金額も変更されます。①会員の責に帰すべき事由により請求に関する書面を送付したとき及び分割支払金の支払遅滞等会員の責に帰すべき事由により甲が金融機関に再度自動振替等の手続をしたとき又は甲が会員に預金口座振替依頼書を送付したときは、各手続1回につき500円(税別)を限度として甲が定める額。②債務弁済に要する費用、甲からの返金に関する費用。③分割支払金の支払遅滞等会員の責に帰すべき事由により甲が訪問集金をしたときは、1回につき1,000円(税別)。④甲が会員に対し書面による催告をしたときは、当該催告に要した実費。⑤甲から各種証明書の交付を受けるときは、甲所定の手数料。</p> <p>第11条 (公租公課) 会員は名義のいかにかわらず商品等の取得・保有・使用及び提供を受ける役務並びにその他契約の締結及び履行等に係る一切の公租公課を負担します。また、契約の途中で公租公課に変更がある場合は、変更後の公租公課を負担します。</p> <p>(省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>■カード条項 (省略) 第5条 (カードの再発行) カードは原則として再発行しません。ただし、紛失・盗難・毀損・滅失等のときは、会員が所定の届出をし甲が適当と認めた場合に限り再発行します。この場合、会員は手数料として1枚につき550円(税込)を負担します。</p> <p>(省略)</p> <p>■クレジット条項 (省略)</p> <p>第10条 (費用負担) 会員は次の費用を負担します。ただし、税の変更があった場合はそれに応じて負担金額も変更されます。①分割支払金の支払遅滞等会員の責に帰すべき事由により甲が請求に関する書面を送付したとき又は甲が金融機関に再度自動振替等の手続をしたときは、各手続1回につき550円(税込)を限度として甲が定める額。②債務弁済に要する費用、甲からの返金に関する費用。③分割支払金の支払遅滞等会員の責に帰すべき事由により甲が訪問集金をしたときは、1回につき1,100円(税込)。④甲が会員に対し書面による催告をしたときは、当該催告に要した実費。⑤甲から各種証明書の交付を受けるときは、甲所定の手数料。</p> <p>第11条 (公租公課) 会員は名義のいかにかわらず商品等の取得・保有・使用及び提供を受ける役務並びにその他契約の締結及び履行等に係る一切の公租公課を負担します。(削除)</p> <p>(省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>